

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、この公告に係る、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成 15 年 4 月 8 日

京都市長 榎 本 頼 兼

1 届出者の氏名及び住所

株式会社サカエ 代表取締役 河田 幸晴
大阪市中央区平野町二丁目2番7号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サカエ丹波橋店
京都市伏見区舞台町16番2他

(2) 変更しようとする事項

変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
駐輪場の位置及び収容台数	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 161 台	位 置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 115 台
荷さばき施設の位置及び面積	位 置 届出書添付図面記載のとおり 面 積 106.0 m ²	位 置 届出書添付図面記載のとおり 面 積 55.5 m ²
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前 10 時(毎日曜日及び毎月の 1 日は午前 9 時) 閉店時刻 午後 9 時	開店時刻 午前 7 時 閉店時刻 午前 0 時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前 9 時 45 分(毎日曜日及び毎月の 1 日は午前 8 時 45 分) から午後 9 時 30 分まで	午前 6 時 45 分から午前 0 時 15 分まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前 7 時から午後 9 時まで	午前 6 時から午後 9 時まで

(3) 変更する年月日

平成 15 年 12 月 1 日

3 届出年月日

平成 15 年 3 月 28 日

4 縦覧場所，期間及び時間

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 4 月 8 日（火）から同年 8 月 8 日（金）まで（日曜日，土曜日及び国民の祝日に
関する法律に規定する休日を除く。）

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

平成 15 年 8 月 8 日（金）

（産業観光局商工部商業振興課）